

会計基準の国際化に伴う企業への影響と
監査役の実務対応

平成20年4月3日

(社)日本監査役協会 会計委員会

会計委員会報告書
「会計基準の国際化に伴う企業への影響と監査役の実務対応」
の公表にあたって

会計委員会委員長
八 木 良 樹

企業が会社法に基づく計算書類や金融商品取引法に基づく財務諸表を作成する際に準拠する会計基準を巡っては、日本基準と国際財務報告基準（IFRS）との差異の解消に向けた議論が進められ、いわゆるコンバージェンス（国際的収斂）に向けた取組みが行われている。このコンバージェンスの作業は、我が国では企業会計基準委員会（ASBJ）が中心となって進められており、ASBJ が公表したプロジェクト計画表に基づき、既にいくつかの会計基準が改正され公表されたが、未だ公開草案や論点整理が公表された段階の項目もある。

これらの会計基準の改正は監査役（監査役会、監査委員会を含む）の監査業務にも大きく影響するため、会計委員会では、改正された会計基準につき、その概要、経営への影響及び監査役監査の着眼点について取りまとめ、会員各位の用に供することとした。

本報告書では、ASBJ によるコンバージェンス作業の対象とされている会計基準のうち、既に改正作業を終え公表された基準の中で監査役の監査業務への影響が大きいと考えられる項目について採り上げている。また、これに加えて日本公認会計士協会が公表した各種実務指針においても、監査業務への影響が大きいと考えられる改正項目があるため、これらを一併本報告書で採り上げることとした（以下、特にことわりのない限りこれら実務指針も含めて「会計基準」という）。

本報告書は 2 部構成とした。まず概略を理解するためにそれぞれの基準ごとに①改正基準の概要、②経営にもたらす影響及び③監査役監査の着眼点という共通の項目で解説し、それを 1 頁に要約した「ポイント解説編」。次にこれを敷衍し、監査役としての実務遂行に役立つよう取りまとめた「実務対応編」である。

2008 年度は財務報告に係る内部統制や四半期決算の開示に加え、多くの改正会計基準が一斉に実施される。執行部門の負担も急増し、監査役としてもこれらの変化に十分留意して業務を遂行することが求められる。本報告書がそのお役に立てれば幸いである。また今後も会計基準の改正は継続するため、新基準が公表される都度、本報告書に追加してゆく編集としたい。

なお、本報告書の作成にあたっては、公認会計士の岩崎淳氏に事務局として参画いただき、原案の起草や意見取りまとめにあたり強力にご支援いただいた。また、専門委員として参画いただいた弥永真生筑波大学教授からは貴重なご意見とご教導を賜った。末筆ながらお二人に謝意を申し上げたい。

以 上

目次

	頁
はじめに	3
ポイント解説編	4
I. 棚卸資産の評価	5
II. 関連当事者との取引に関する注記	6
III. 四半期報告制度	7
IV. リース取引	8
V. 在外子会社の会計処理	9
VI. 引当金	10
VII. 減価償却制度の改正	11
実務対応編	12
I. 棚卸資産の評価	13
1. 改正の概要	13
2. 経営にもたらす影響	18
3. 監査役監査の着眼点	19
4. 適用時期	20
5. 参考資料	20
II. 関連当事者との取引に関する注記	21
1. 改正の概要	21
2. 経営にもたらす影響	29
3. 監査役監査の着眼点	30
4. 適用時期	31
5. 参考資料	31
III. 四半期報告制度	32
1. 改正の概要	32
2. 経営にもたらす影響	37
3. 監査役監査の着眼点	38
4. 適用時期	39
5. 参考資料	39

IV. リース取引	40
1. 改正の概要	40
2. 経営にもたらす影響	45
3. 監査役監査の着眼点	46
4. 適用時期	47
5. 参考資料	47
V. 在外子会社の会計処理	48
1. 制度の概要	48
2. 経営にもたらす影響	51
3. 監査役監査の着眼点	52
4. 適用時期	53
5. 参考資料	53
VI. 引当金	54
1. 改正の概要	54
2. 経営にもたらす影響	56
3. 監査役監査の着眼点	56
4. 適用時期	57
5. 参考資料	57
VII. 減価償却制度の改正	58
1. 改正の概要	58
2. 経営にもたらす影響	61
3. 監査役監査の着眼点	61
4. 適用時期	62
5. 参考資料	62
資料編	63
会計基準等の制定・改正の動向	64

会計基準の国際化に伴う企業への影響と監査役監査

はじめに

各種の会計基準を巡っては、いわゆるコンバージェンス（国際的収斂）に向けた取り組みが進められ、多くの改正が行われている。また、日本公認会計士協会から公表されている各種の実務指針についても、税制改正等を踏まえた改正が行われている。

会計委員会は、これらの会計基準等のうち、監査役の監査業務に影響があると考えられる項目について、監査役としての実務対応上認識し、確認すべき事項を取りまとめた。

本報告書では、監査役の実務対応の中心になると考えられる事項については、「監査役監査の着眼点」として取りまとめているが、各項目における「監査役監査の着眼点」に共通する事項として、以下の点に留意する必要がある。

1. 本報告書では、「監査役監査の着眼点」として考えられる事項を例示しているが、ここに示した事項はあくまで例であり、活用にあたっては、各社の実状に応じた取捨選択が必要である。また、ここに掲げられた例示項目のすべてについて逐一の確認が求められるものではないことにも留意する必要がある。監査役として疑問が生じた事項のほか、特に確認しておきたい事項など、各社の判断により、会社の実状に応じて必要と思われる事項に重点を置き、確認を行うことが肝要である。
2. 会計監査人（金融商品取引法上の監査人を含む）と代表取締役をはじめとした執行部との打合せや意見交換が適切に行われているかどうかを確認することは、すべての項目に共通する監査役監査の着眼点であり、この点についての確認は必ず行うことが必要となる。

なお、本報告書においては、各種の名称について、以下の略称を用いている。

略称	正式名称
ASBJ	企業会計基準委員会
JICPA	日本公認会計士協会
IFRS	国際財務報告基準

ポイント解説編

I 棚卸資産の評価

1	改正の概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成 20 年 4 月 1 日以降開始事業年度より棚卸資産の評価方法が原価法と低価法の選択適用から、低価法へ一本化される ② 低価法では正味売却価額（売価マイナス販売経費等）まで簿価を切り下げ、評価損を計上する ③ 簿価切下げの単位については一定の条件の下でグルーピングが認められる。また洗替え法と切放し法の選択適用がある 														
2	経営にもたらす 主な影響	<ul style="list-style-type: none"> ① 従来、原価法を採用してきた多くの企業には、棚卸資産に係る基本的な考え方を変更し、時価の算定方法を確立することや損益への影響度を測定することなどが求められる ② 棚卸資産が回収可能な価額で評価されるため、過大な帳簿価額が減額され、将来への損失の繰延が許されなくなる ③ 正味売却価額の算定方法やグルーピング次第で、評価損の計上額が大きく異なることから、その算定やグルーピングを適正に実施することが必要となる 														
3	監査役監査の主な 着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ① 時価情報の収集プロセス、体制に問題はないか ② 事業の在り方に応じてグルーピング手法は適切か ③ 受注・売上・注残の一連の管理体制は適切か 														
4	適用時期	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">H20/3 期末</th> <th style="padding: 5px;">H20/ 6,9,12</th> <th style="padding: 5px;">H21/3 期末</th> <th style="padding: 5px;">H21/ 6,9,12</th> <th style="padding: 5px;">H22/3 期末</th> <th style="padding: 5px;">H22/ 6,9,12</th> <th style="padding: 5px;">H23/3 期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">早期 適用</td> <td style="padding: 5px;">適用</td> <td style="padding: 5px;">→</td> </tr> </tbody> </table>	H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末	早期 適用	適用	→	→	→	→	→
H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末										
早期 適用	適用	→	→	→	→	→										

II 関連当事者との取引に関する注記

1	改正の概要	<p>① 会社法と金融商品取引法では関連当事者との取引に関する注記内容が異なる。前者は個別、後者は連結ベースの開示である</p> <p>② 「関連当事者の開示に関する会計基準」が ASBJ より公表され、平成 20 年 4 月 1 日以降開始事業年度より、親会社の役員、重要な子会社の役員等が関連当事者の範囲に追加された。また、関連当事者の存在に関する開示も拡充された。なお、取引に係る重要性の判断基準が 100 万円から 1,000 万円に引き上げられた</p> <p>③ これを踏まえ会社計算規則における関連当事者の範囲等が見直された</p>														
2	経営にもたらす主な影響	<p>① 関連当事者の範囲の拡大に伴い、関連当事者に関して情報収集できる体制を整備するなどの準備が必要となる</p> <p>② 関連当事者との取引において、本開示も念頭に置き、取引条件等を設定することが必要となる</p> <p>③ 連結子会社と関連当事者との取引も開示されることになり、会社グループに対する関連当事者の影響がよりの確に把握される</p>														
3	監査役監査の主な着眼点	<p>① 開示すべき関連当事者の範囲や、関連当事者との取引の判定プロセスは適切か</p> <p>② 会社法と金融商品取引法での注記の差異に留意する</p> <p>③ 関連当事者との無償取引や低廉な価格での取引について特に留意すべきである</p>														
4	適用時期	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>H20/3 期末</td> <td>H20/ 6,9,12</td> <td>H21/3 期末</td> <td>H21/ 6,9,12</td> <td>H22/3 期末</td> <td>H22/ 6,9,12</td> <td>H23/3 期末</td> </tr> <tr> <td>早期 適用</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>適用</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>→</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>→</td> </tr> </table>	H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末	早期 適用	/	適用	/	→	/	→
H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末										
早期 適用	/	適用	/	→	/	→										

Ⅲ 四半期報告制度

1	改正の概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より、金融商品取引法の下で、上場会社等については、半期報告書制度が廃止され、四半期報告制度、内部統制報告制度、確認書制度が導入される ② 四半期報告書は確認書と併せて、四半期終了後 45 日以内に提出しなければならない ③ 四半期連結財務諸表は「四半期財務諸表に関する会計基準」に準拠する。また監査証明は四半期レビュー基準による 														
2	経営にもたらす 主な影響	<ul style="list-style-type: none"> ① 質の高い情報開示により、市場での情報活用が高まることが考えられるが、これに伴い、企業には経営行動の迅速化や変化への迅速な対応をより一層求められる ② 四半期決算の導入は連結子会社を含め作業量の大幅な増加となる ③ 四半期レビューに関連して、監査時間・監査報酬が増加する可能性がある 														
3	監査役監査の 主な着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ① 四半期財務諸表が適正に作成されるための内部統制は有効か ② 確認書の提出に至る社内プロセスは適切か ③ 四半期レビューの内容を会計監査人に確認したか 														
4	適用時期	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">H20/3 期末</td> <td style="text-align: center;">H20/ 6,9,12</td> <td style="text-align: center;">H21/3 期末</td> <td style="text-align: center;">H21/ 6,9,12</td> <td style="text-align: center;">H22/3 期末</td> <td style="text-align: center;">H22/ 6,9,12</td> <td style="text-align: center;">H23/3 期末</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">適用</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table>	H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末	/	適用	/	→	/	→	/
H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末										
/	適用	/	→	/	→	/										

Ⅳ リース取引

1	改正の概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成 20 年 4 月 1 日以降開始事業年度より、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が廃止され売買取引とされる ② 会社計算規則が改正され貸借対照表に関する規定の見直しが行われている ③ 税務上も所有権移転外ファイナンス・リース取引は、売買取引とみなされる 														
2	経営にもたらす 主な影響	<ul style="list-style-type: none"> ① リース資産・リース負債の計上により総資産額が増加し総資産利益率 (ROA) の悪化を招くため、より一層のバランスシートの効率性向上が求められる ② リース契約の利用度が高い借手企業においては、決算処理に間に合うタイミングでオンバランスに必要なデータを整える必要があり、実務負担が増大する ③ 基準の変更は投資意思決定時におけるリース活用の得失を見直す機会となる 														
3	監査役監査の 主な着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ① リース取引の判定基準等のプロセスを担当部署から聴取し、適切であることを確認したか ② 基準の変更に伴い本来オンバランス処理すべきものが適正に会計処理されていることを確認したか ③ 注記内容の適切性を確認したか 														
4	適用時期	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">H20/3 期末</th> <th style="padding: 5px;">H20/ 6,9,12</th> <th style="padding: 5px;">H21/3 期末</th> <th style="padding: 5px;">H21/ 6,9,12</th> <th style="padding: 5px;">H22/3 期末</th> <th style="padding: 5px;">H22/ 6,9,12</th> <th style="padding: 5px;">H23/3 期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">早期 適用</td> <td style="padding: 5px;">早期 適用</td> <td style="padding: 5px;">適用</td> <td style="padding: 5px;">→</td> <td style="padding: 5px;">→</td> <td style="padding: 5px;">→</td> <td style="padding: 5px;">→</td> </tr> </tbody> </table>	H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末	早期 適用	早期 適用	適用	→	→	→	→
H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末										
早期 適用	早期 適用	適用	→	→	→	→										

V 在外子会社の会計処理

1	改正の概要	<p>① 平成 20 年 4 月 1 日以降開始事業年度より在外子会社の会計処理が原則親会社と統一される。しかし当面の取扱いとして、IFRS または米国会計基準に準拠している場合には、それらを連結決算手続上利用することが認められる</p> <p>② ただし必須修正 6 項目については、重要性が乏しい場合を除き我が国の基準への調整が必要である</p> <p>③ なお在外関連会社についても、当面の間、在外子会社に準ずることができる</p>														
2	経営にもたらす主な影響	<p>① 基準の選択は重要な経営判断であり、現地会計監査人との関係の下での適切な準備が必要となる</p> <p>② 在外子会社が適用する会計基準の内容調査、我が国の基準との差異の把握が必要となる</p> <p>③ 現地国基準との二重監査になる場合には監査報酬が増加する可能性がある</p>														
3	監査役監査の主な着眼点	<p>① 連結決算の会計処理方針の決定プロセスや連結修正に係る内部統制の整備状況は有効か</p> <p>② 在外子会社の採用している会計基準の確認と差異の調整の内容につき、担当部署から聴取し、適切であることを確認したか</p> <p>③ 会計監査人が発出する海外監査人への「監査指示書」の内容を確認したか</p>														
4	適用時期	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H20/3 期末</th> <th>H20/ 6,9,12</th> <th>H21/3 期末</th> <th>H21/ 6,9,12</th> <th>H22/3 期末</th> <th>H22/ 6,9,12</th> <th>H23/3 期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早期 適用</td> <td>適用</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>	H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末	早期 適用	適用	→	→	→	→	→
H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末										
早期 適用	適用	→	→	→	→	→										

VI 引当金

1	改正の概要	<p>① 引当金は3つの要件（特定の費用又は損失、発生が当期以前の事象に起因し発生の可能性が高い、金額を合理的に見積ることができる）を満たす場合計上しなければならない</p> <p>② 役員退職慰労引当金については、JICPAが平成19年4月に公表した監査上の取扱いの影響等で新設する事例が増加している</p>														
2	経営にもたらす 主な影響	<p>① 一定の要件を満たすものにつき、経営判断として引当金計上の検討が必要となる</p> <p>② 特に役員退職慰労金引当金の計上および制度廃止の場合の理由を明確にすべきである</p>														
3	監査役監査の 主な着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備金・引当金計上の算定基準等を担当部署から聴取し、適切であることを確認したか 														
4	適用時期	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">H20/3 期末</td> <td style="text-align: center;">H20/ 6,9,12</td> <td style="text-align: center;">H21/3 期末</td> <td style="text-align: center;">H21/ 6,9,12</td> <td style="text-align: center;">H22/3 期末</td> <td style="text-align: center;">H22/ 6,9,12</td> <td style="text-align: center;">H23/3 期末</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">適用</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </table>	H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末	適用	→	→	→	→	→	→
H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末										
適用	→	→	→	→	→	→										

Ⅶ 減価償却制度の改正

1	改正の概要	<p>① 平成 19 年度税制改正により減価償却制度の見直しが行われ償却可能限度額および残存価額が廃止された</p> <p>② この税制改正に従い会計処理の変更を実施した場合、会計方針の変更が該当するか否かについて、平成 19 年 4 月 JICPA より監査上の取扱いが公表された</p>														
2	経営にもたらす 主な影響	<p>① 耐用年数見直しの税制改正等を視野に入れた、設備全般の管理の在り方を再検討すべきである</p> <p>② 償却方法を変更した場合、合理性の検討や損益への影響を把握する必要がある</p>														
3	監査役監査の 主な着眼点	<p>① 償却方法の変更の有無、内容、理由につき、担当部署から聴取し、適切であることを確認したか</p> <p>② 新しい減価償却制度を採用する場合、従来の償却方法を継続する場合、各々会計処理および開示の適正性を確認したか</p>														
4	適用時期	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">H20/3 期末</th> <th style="text-align: center;">H20/ 6,9,12</th> <th style="text-align: center;">H21/3 期末</th> <th style="text-align: center;">H21/ 6,9,12</th> <th style="text-align: center;">H22/3 期末</th> <th style="text-align: center;">H22/ 6,9,12</th> <th style="text-align: center;">H23/3 期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">適用</td> <td style="text-align: center;">→</td> </tr> </tbody> </table>	H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末	適用	→	→	→	→	→	→
H20/3 期末	H20/ 6,9,12	H21/3 期末	H21/ 6,9,12	H22/3 期末	H22/ 6,9,12	H23/3 期末										
適用	→	→	→	→	→	→										

実務対応編

I 棚卸資産の評価

棚卸資産の評価については従来原価法と低価法の選択適用が認められてきた。平成18年7月5日企業会計基準委員会より企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」が公表され、通常の販売目的で保有する棚卸資産については取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額等が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額等をもって貸借対照表価額とすることとされた。

1. 改正の概要

(1) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」

① 目的

本会計基準は、棚卸資産の期末における評価基準及び開示について定めており、評価方法（個別法、先入先出法、後入先出法、移動平均法、総平均法など）に関しては、取り扱っていない。

② 会計処理の概要

通常の販売目的で保有する棚卸資産

- ・・・取得原価をもって貸借対照表価額とするが、期末における正味売却価額等が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額等をもって貸借対照表価額とする。

トレーディング目的で保有する棚卸資産

- ・・・市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理する。

③ 正味売却価額等

正味売却価額とは、売価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したものであるが、必ずしも売却市場において市場価格が観察可能とは限らないので合理的に算定された価額によることができる。また営業循環過程から外れた滞留棚卸資産や原材料等については別途評価額の定めがある。詳細は次表参照。

評価額		意義	摘要
正味売却 価額	市場価格に基 づく価額によ る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正味売却価額＝売価－ 見積追加製造原価－ 見積販売直接経費 ・ 売価＝購買市場と売却市 場とが区別される場合に おける売却市場の時価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売却市場において観察可能な 市場価格に基づく価額を売価と する
	合理的に算定 された価額に よる	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売却市場において市場価格が 観察できない場合、合理的に算 定された価額を売価とする ・ 当該価額は、同等の棚卸資産 を売却市場で実際に販売可能な 価額として見積ることが適当で ある ・ これには、期末前後での販売 実績に基づく価額を用いる場合 や、契約により取り決められた 一定の売価を用いる場合を含む
正味売却価額に代わるも の		次のような方法による価 額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 帳簿価額を処分見込価額 まで切り下げる方法 ・ 一定の回転期間を超える 場合、規則的に帳簿価額を 切り下げる方法 	営業循環過程から外れた滞留又 は処分見込等の棚卸資産につい て、合理的に算定された価額に よることが困難な場合に適用
再調達原価		購買市場と売却市場とが 区別される場合における 購買市場の時価に、購入に 付随する費用を加算した 価額	原材料等のように再調達原価の 方が把握しやすく、正味売却価 額が再調達原価に歩調を合わせ て動く想定される場合に適用

④ 簿価切下げの単位

簿価切下げを行う単位は個別品目単位であることが原則であるが、

- (ア) 補完的な関係にある複数商品の売買を行っている企業において、いずれか一方の売買だけでは正常な水準を超えるような収益は見込めないが、双方の売買では正常な水準を超える収益が見込めるような場合
- (イ) 同じ製品に使われる材料、仕掛品及び製品を1グループとして扱う場合

には継続適用を条件として、グルーピングを行うことが出来る。

⑤ 洗替え法と切放し法

前期に計上した簿価切下額の戻入れに関しては、当期に戻入れを行う方法（洗替え法）と行わない方法（切放し法）のいずれかの方法を棚卸資産の種類ごとに選択適用できる。

また、売価の下落要因を区分把握できる場合には、物理的劣化や経済的劣化、若しくは市場の需給変化の要因ごとに選択適用できる。

いずれもいったん採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。

⑥ 表示

簿価切下額は原則として売上原価とするが、棚卸資産の製造に関連し不可避免的に発生すると認められるときには製造原価として処理する。また、収益性の低下に基づく簿価切下額が、臨時の事象に起因し、かつ、多額であるときには、特別損失に計上する。

なお本会計基準が適用される最初の事業年度において、簿価切下額が多額に発生し、それが期首の棚卸資産に係るものである場合、次のいずれかの方法により特別損失に計上することができる。

- (ア) 本会計基準を期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額を特別損失に計上する方法
- (イ) 本会計基準を期末在庫の評価から適用するが、期末在庫に含まれる変更差額のうち前期以前に起因する部分を特別損失に計上する方法

(2) 会社計算規則の開示

① 会計方針の注記

資産の評価基準及び評価方法は会社計算規則第 132 条第 1 項において注記が求められている。

従来の開示例

棚卸資産の評価基準及び評価方法・・・移動平均法による原価法

本会計基準を適用した場合の開示例としては次のように記載することが考えられる。

通常の販売目的で保有する棚卸資産

製品、原材料、仕掛品……移動平均法による原価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

(注) 本会計基準には「低価法」という用語は使われていない。

② 会計方針の変更

会計方針を変更した場合は重要性の乏しいものを除き、次に掲げる事項を重要な会計方針に係る注記とする。(会社計算規則第 132 条第 2 項)

(ア) 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

(イ) 表示方法を変更したときは、その内容

(3) 税法上の取扱い

平成 19 年度税制改正により、低価法を適用する場合における評価額を事業年度末における価額とし、会計基準の変更に伴う会計と税務の二重管理は回避されている。但し税法上は原価法の規定は残されているので、多くの企業では新たな評価方法を採用しようとする事業年度の開始の前日までに、棚卸資産の評価方法の変更の承認申請を行うこととなる。

(4) 今後の動向

企業会計基準委員会において、棚卸資産の評価方法である後入先出法の取扱いが検討されている。

2. 経営にもたらす影響

本会計基準の改正が企業経営にもたらす具体的な影響の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① 事業活動の中核をなす棚卸資産について、より慎重な経営管理が必要となる。
- ② 従来、原価法を採用してきた多くの企業には、棚卸資産に係る基本的な考え方を変更し、時価の算定方法を確立することや損益への影響度を測定することなどが求められる。
- ③ 棚卸資産が回収可能な価額で評価されるため、過大な帳簿価額が減額され、将来への損失の繰延が許されなくなる。
- ④ 経営者においては、低価法の適用が過大な実務負担を伴う点について認識することが必要となる。
- ⑤ 正味売却価額の算定方法やグルーピング次第で、評価損の計上額が大きく異なることから、その算定やグルーピングを適正に実施することが必要となる。
- ⑥ 連結子会社を含めた棚卸資産管理・評価のためのシステム変更が以下の観点から必要となる。
 - (ア) 棚卸資産の管理単位の見直しの要否
 - (イ) 正味売却価額の算定
 - (ウ) 見積追加製造原価及び見積販売直接経費の把握
- ⑦ 適用初年度においては、滞留在庫などによる負の影響が顕在化することが考えられる。
- ⑧ 適用初年度において期首の棚卸資産に係る簿価切下げ額が多額となる場合、特別損失で処理することができるとされており、前期末に新基準で概算を計算し、重要な場合は前期末に簿価切下げを行うことを検討する必要がある。
- ⑨ 評価損が売上原価に計上されるため、粗利益率が低下するなどの影響が考えられる。
- ⑩ 受注時点で赤字となることが判明している案件については評価損が強制されるため、戦略的に行う赤字受注営業が減少するなどの影響が考えられる。

このほか、今後の影響として、後入先出法が廃止された場合の損益に及ぼす影響及び後入先出法に替わる評価基準の合理性が問題となることが考えられる。

3. 監査役監査の着眼点

本会計基準の改正への対応に関する監査役監査の着眼点の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① 時価情報の収集プロセス、体制に問題はないか。
- ② 新基準に関する執行部と会計監査人との打合せ状況は適切か。
- ③ システム変更を伴う場合、IT内部統制は有効か。
- ④ 棚卸資産の範囲（商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等）は網羅されているか、除外される資産範囲は適切か。
- ⑤ 正味売却価額の見積方法、再調達原価の適用は適切か。
- ⑥ 洗替え方式と切放し方式の選択適用は適切か。
- ⑦ 適用初年度の期首棚卸資産に係る簿価切下げ額の処理は適切か。
- ⑧ 不動産等の時価評価額は適正か。
- ⑨ 実務を考慮して、事業の在り方に応じてグルーピングする手法が認められているが、その手法の適用は適切か。
- ⑩ 重要な資産の評価基準及び評価方法の注記は適切か。
- ⑪ 簿価切下げ額の注記（売上原価等の内訳としての独立掲記も可）は適切か。
- ⑫ 評価損の計上箇所（売上原価、製造原価、特別損失）は適正か。
- ⑬ 税務上の取扱いは適切か。
- ⑭ 受注・売上・注残の一連の管理体制は適切か。
- ⑮ 売上原価計算が、販路別・顧客別・製品別等多様な角度から管理可能なシステムになっているか。また多様な角度から不採算や高原価率品を抽出し定期的に問題の予兆管理を行っているか。

4. 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」の適用時期

H20/3 期末	H20/6,9,12 四半期	H21/3 期末	H21/6,9,12 四半期	H22/3 期末	H22/6,9,12 四半期	H23/3 期末
早期適用 (注1)	適用 (注2)	→	→	→	→	→

(注1) 主に建設・不動産業界において平成19年3月期決算において早々期適用されている。

(注2) 企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」平成19年3月14日企業会計基準委員会において簡便的な会計処理が認められている。

5. 参考資料

- ・企業会計基準委員会、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」平成18年7月5日
- ・社団法人日本経済団体連合会「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」2007年2月9日

なお以降Ⅱ～Ⅶに共通する参考資料は次のとおり。

- ・太田達也著「会社法決算書作成ハンドブック2008年版」商事法務2008年1月
- ・監査法人トーマツ編「会社法計算書類作成ハンドブック第2版」中央経済社2008年2月
- ・あずさ監査法人「会社法決算の実務第2版—計算書類等の作成方法と開示例」中央経済社2008年2月

II 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引に関する注記については企業会計基準委員会が、平成 18 年 10 月 17 日、企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」を公表し、関連当事者の範囲等に変更があった。

また会社法と金融商品取引法上での開示内容の相違に留意すべきである。

1. 改正の概要

(1) 会社法と金融商品取引法上での開示内容の相違

	会社法	金融商品取引法
開示目的	<p>① 関連当事者との間で一定の取引が行われることにより会社の財産や損益の状況に影響を与えている事実を適正に開示させることにより、計算書類の開示の在り方としての適正性を確保すること</p> <p>② そのような取引を行う業務執行者の事業の運営の在り方、業務の執行の在り方というものが適切かどうかということの判断材料とすること</p>	左記①
開示範囲	会計監査人設置会社及び同設置会社以外の公開会社の個別注記表のみ（ただし後者については注記事項を一部省略できる）。連結ベースでの注記は想定されていない	連結財務諸表及び個別財務諸表。ただし連結財務諸表で関連当事者の開示を行っている場合は、個別財務諸表での開示を要しない

<p>関連当事者</p>	<p>① 親会社 ② 子会社 ③ 親会社の子会社 ④ 当該株式会社のその他の関係会社（当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社 ⑤ 関連会社及び関連会社の子会社 ⑥ 主要株主(10%以上の議決権を保有している株主)及びその近親者(二親等内の親族) ⑦ 役員及びその近親者 ⑧ 親会社の役員及びその近親者 ⑨ 上記⑥から⑧に掲げる者が、他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社 ⑩ 従業員のための企業年金(企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る)</p>	<p>①から⑧については左記と同じ ⑨ 重要な子会社の役員（会社グループの事業運営に強い影響力を持つ者が子会社の役員にいる場合の当該役員）及びその近親者 ⑩ ⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社 ⑪ 左記⑩と同じ なお連結財務諸表上は、連結子会社を除く</p>
<p>開示対象となる関連当事者との取引の範囲</p>	<p>会社と関連当事者との取引のうち、重要な取引を開示対象とする 無償取引や低廉な価格での取引については、独立第三者間取引であったと仮定した場合の金額を見積ったうえで重要性の判断を行う</p>	<p>会社と関連当事者との取引のうち、重要な取引を開示対象とする（重要性の判断基準は（2）④参照） 連結財務諸表において、相殺消去した取引は開示対象外とする</p>

<p>関連当事者との取引に関する開示</p> <p>関連当事者の存在に関する開示</p>	<p>① a 当該関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ その名称</p> <p>ロ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める株式会社が有する議決権の数の割合</p> <p>ハ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>b 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ その氏名</p> <p>ロ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合</p> <p>② 当該株式会社と当該関連当事者との関係</p> <p>③ 取引の内容</p> <p>④ 取引の種類別の取引金額</p> <p>⑤ 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>⑥ 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高</p> <p>⑦ 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p>	<p>① a 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容及び当該関連当事者の議決権に対する当該財務諸表提出会社の所有割合又は当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合</p> <p>b 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業及び当該財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合</p> <p>② 当該財務諸表提出会社と当該関連当事者との関係</p> <p>③ 取引の内容</p> <p>④ 取引の種類別の取引金額</p> <p>⑤ 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>⑥ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高</p> <p>⑦ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p> <p>⑧ 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権（経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じている、又は生じる可能性の高い債務者に対する債権）又は破産更生債権等（破産債権、再生債権、</p>
--	--	---

		<p>更生債権その他これらに準ずる債権。以下同じ) に区分されている場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ 当事業年度末の貸倒引当金残高</p> <p>ロ 当事業年度に計上した貸倒引当金繰入額等</p> <p>ハ 当事業年度に計上した貸倒損失等 (一般債権 (経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権) に区分されていた場合において生じた貸倒損失を含む)</p> <p>⑨ 関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、⑧に準ずる事項</p> <p>⑩ 財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成していない場合</p> <p>a 親会社 当該親会社の名称並びにその発行する有価証券を金融商品取引所 (金融商品取引法第 2 条第 16 項 に規定する金融商品取引所をいい、本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。以下この号において同じ) に上場している場合にあってはその旨及び当該金融商品取引所の名称、その発行する有価証券を金融商品取引所に</p>
--	--	--

		<p>上場していない場合にあつてはその旨</p> <p>b 重要な関連会社 当該関連会社の名称並びに持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額の算定対象となった当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額</p> <p>イ 貸借対照表項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目）</p> <p>ロ 損益計算書項目（売上高、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目）</p>
<p>注記を省略できる取引</p>	<p>右の2項目に次の項目が追加される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札による取引ならびに預金利息及び配当の受取り、その他取引の性質から見て取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 ・ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

(2) 「関連当事者の開示に関する会計基準」における従来の基準からの主な変更点

① 関連当事者の範囲について

- ・親会社の役員及びその近親者、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
- ・重要な子会社の役員及びその近親者、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
- ・従業員のための企業年金（企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。）

等を追加した。

② 関連当事者との取引の範囲が連結グループとなった。（図表参照）

③ 関連当事者との取引に関する開示に、関連当事者に対する貸倒引当金繰入額や貸倒損失等に関する開示が追加された。

④ 関連当事者との取引に関する開示項目についての重要性の判断基準について

(ア) 関連当事者が法人の場合

特別損益については、「100 万円あるいは税金等調整前当期純損益の 10%のいずれか大きい金額を超える取引について開示する」との 100 万円を 1,000 万円に引き上げ

また、資金貸借取引等において、取引が反復的に行われている場合や、その発生総額の把握が困難である場合には取引の発生総額での重要性の判断及び開示を行わず、期中の平均残高が総資産の 1%を超える取引か否かでその取引の重要性を判断し、開示を行うことができることとした

(イ) 関連当事者が個人の場合

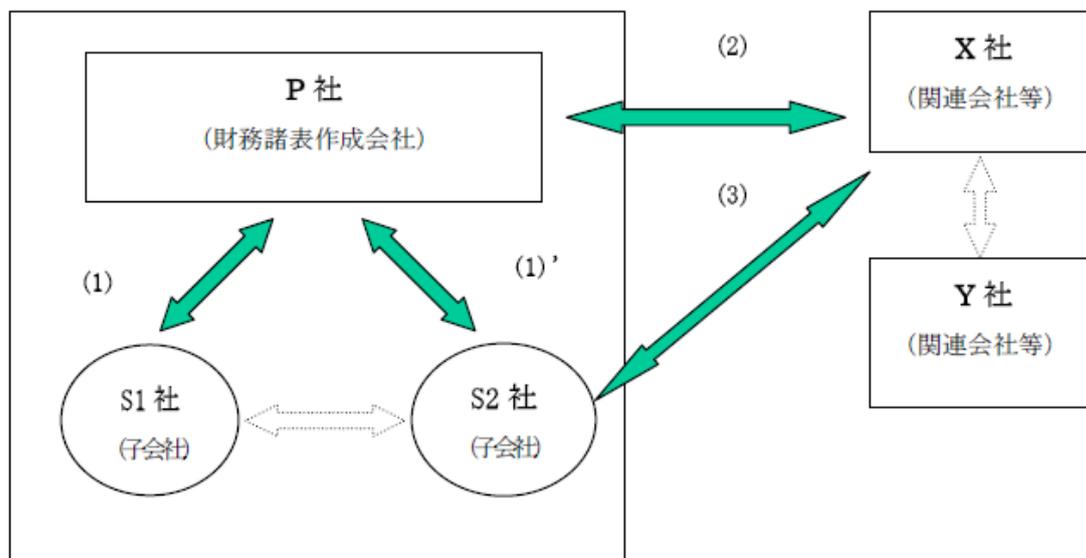
会社と役員等との取引については、100 万円を超える取引を開示している取扱いを 1,000 万円に引き上げ

財務諸表作成会社の役員が関係会社等以外の会社の代表を兼務し、その代表者として会社と取引を行う場合においても、関連当事者が法人の場合の取引の判断基準により、重要性を判断することとした

⑤ 関連当事者の存在に関する開示として、親会社の情報及び重要な関連会社の要約財務諸表情報が追加された。

図表

(図) 開示すべき取引の範囲



* 白抜き矢印は、開示対象には含まれない取引である。

(注) 関連当事者の範囲と開示対象取引

① 関連当事者の範囲

P 社の個別財務諸表上：S1 社、S2 社、X 社、Y 社

P 社の連結財務諸表上：X 社、Y 社

② 開示対象となる関連当事者との取引の範囲

ア. 連結財務諸表作成会社の場合：現行の金融商品取引法関係規則では (2)のみ

⇒ 本会計基準等では、(2)及び(3)

◎ 連結財務諸表上は、P 社、S1 社、S2 社が連結会社であり、これらと関連当事者との取引が開示対象

イ. 非連結財務諸表作成会社の場合：現行の金融商品取引法関係規則では(1),(1),(2)

⇒ 本会計基準等でも同じ。(1),(1)及び(2)

(3) 会社計算規則における関連当事者との取引に関する注記事項
(会社計算規則 140 条 1 項)

- ① 関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項
 - イ その名称
 - ロ 関連当事者の総株主の議決権の総数に占める株式会社が有する議決権の数の割合
 - ハ 株式会社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
- ② 関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
 - イ その氏名
 - ロ 株式会社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
- ③ 株式会社と関連当事者との関係
- ④ 取引の内容
- ⑤ 取引の種類別の取引金額
- ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針
- ⑦ 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末における残高
- ⑧ 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

2. 経営にもたらす影響

本会計基準の改正が企業経営にもたらす具体的な影響の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① 関連当事者の範囲の拡大に伴い、関連当事者に関して情報収集できる体制を整備するなどの準備が必要となる。
- ② 関連当事者との取引において、本開示も念頭に置き、取引条件等を設定することが必要となる。
- ③ 関連当事者の定義がより明確になり、会社グループの事業運営に強い影響力を持つものが含まれることにより、会社の財務諸表を理解する上で、有用な情報が提供される。
- ④ 連結子会社と関連当事者との取引も開示されることになり、会社グループに対する関連当事者の影響がよりの確に把握される。
- ⑤ 特に連結子会社と関連当事者との取引や親会社と子会社役員との取引の有無等、関連当事者の判定及び関連当事者との取引内容をモニタリングする仕組みの整備や新基準に合わせたシステムの開発が必要となる。
- ⑥ 会社法の注記と金融商品取引法の注記との相違を踏まえた適切な開示が必要となる。
- ⑦ 重要な関連会社の要約財務情報が開示されることに伴い、当該重要な関連会社の財務諸表の確定が遅れないような段取りを組むことが必要となる。

なお、本会計基準の改正は、コーポレート・ガバナンスの観点からは副次的事項であると考えられるが、行動規範等の制定や施行を通じ、利害関係者との関係や取引が適法かつ適切に行われていることを確認する開示であると捉えることが必要となる。

3. 監査役監査の着眼点

本会計基準の改正への対応に関する監査役監査の着眼点の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① 開示すべき関連当事者の範囲や、関連当事者との取引の判定プロセスを担当部署から聴取し、適切であることを確認したか（特に関連部署間の関係及び基準内容の理解等に留意する）。
- ② 関連当事者の範囲、開示対象範囲が追加されることによって、どのような開示が追加的に発生するのか確認したか。
- ③ 特に以下の点に留意して開示の適切性を検証したか。
 - ・ 従来開示不要であった取引の開示
 - ・ 関連当事者に対する貸倒懸念債権及び破産更正債権等に係る情報
 - ・ 重要な関連会社の要約財務情報
- ④ 関連当事者との無償取引や低廉な価格での取引については、財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるため、特に留意したか。
- ⑤ 会社法と金融商品取引法での注記の差異は適切か。
- ⑥ 対象となる関連当事者や情報収集事項、開示内容等について会社と会計監査人間で基本的な合意形成がなされていることを、会計監査人に確認したか。

4. 企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」の適用時期

H20/3 期末	H20/6,9,12 四半期	H21/3 期末	H21/6,9,12 四半期	H22/3 期末	H22/6,9,12 四半期	H23/3 期末
早期適用	(注)	適用		→		→

(注) 四半期財務諸表において関連当事者との取引に関する注記は求められていない。

5. 参考資料

- ・ 企業会計基準委員会、企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」平成18年10月17日
- ・ 企業会計基準委員会、企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」平成18年10月17日
- ・ 「コンメンタール 会社計算規則・改正商法施行規則」弥永真生著 商事法務
- ・ 『会社計算規則』逐条解説 郡谷大輔、和久友子、小松岳志著 税務研究出版局
- ・ 「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案の公表と概要」『商事法務』（商事法務研究会）2008.02.15, No1824
- ・ 秋坂朝則 「『会社法施行規則及び会社計算規則の改正案』について」経営財務（税務研究会）2008.02.18, No2857
- ・ 江口泰志 「第1特集－『平成20年問題』直前対策 第5弾－「関連当事者開示」の準備と対応－重要事項がQ&Aでわかる『関連当事者開示』に関する適用ポイント」経理情報（中央経済社）2008.01.10, No1171

Ⅲ 四半期報告制度

1. 改正の概要

平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より四半期報告制度が新設される。四半期報告書における四半期連結財務諸表は平成 19 年 3 月 14 日に企業会計基準委員会より公表された企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」を踏まえた「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に準拠して作成され、監査法人等による四半期レビューを受ける。

(1) 四半期報告書の主な開示内容

第一部 企業情報
第 1 企業の概況
1 主要な経営指標等の推移
2 事業の内容
3 関係会社の状況
4 従業員の状況
第 2 事業の状況
1 生産、受注及び販売の状況
2 経営上の重要な契約等
3 財政状態及び経営成績の分析
第 3 設備の状況
第 4 提出会社の状況
1 株式等の状況
2 株価の推移
3 役員の状況
第 5 経理の状況
1 四半期連結財務諸表
(1) 四半期連結貸借対照表
(2) 四半期連結損益計算書
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書
2 その他
第二部 提出会社の保証会社等の情報
四半期レビュー報告書

(2) 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」の概要

① 四半期財務諸表の範囲

四半期報告書に含まれる財務諸表は四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書から構成され、四半期株主資本等変動計算書の開示は求められていない。また、四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しない。

② 四半期財務諸表等の開示対象期間

四半期財務諸表等の開示対象期間は、次のとおりである。

- ・ 四半期会計期間の末日の四半期貸借対照表及び前年度の末日の要約貸借対照表
- ・ 四半期会計期間（3 か月情報）及び期首からの累計期間の四半期損益計算書、並びに前年度におけるそれぞれ対応する期間の四半期損益計算書
- ・ 期首からの累計期間の四半期キャッシュ・フロー計算書及び前年度の対応する期間の四半期キャッシュ・フロー計算書

③ 会計処理

会計処理の原則及び手続は、四半期特有の会計処理を除き、原則として年度の財務諸表と同じ会計処理を採用する。ただし、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる。

四半期特有の会計処理

原価差異の繰延処理 後入先出法における売上原価修正 税金費用の計算

簡便的な会計処理

一般債権の貸倒見積高の算定方法 実地棚卸の省略 棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げの方法 原価差異の配賦方法 経過勘定項目の処理方法 減価償却費の算定における合理的な予算制度の利用 減価償却方法に定率法採用している場合の減価償却費の期間按分計算 税金費用の算定及び繰延税金資産の回収可能性の判断における簡便的な取扱い (連結決算の会計処理における簡便的な取扱い) 重要性が乏しい連結会社における簡便的な会計処理 持分プーリング法の適用における、みなし結合日から企業結合日前日までの結合当事企業間の内部取引の相殺消去における簡便的な会計処理 連結会社相互間の債権債務及び取引の相殺消去における簡便的な会計処理 未実現損益の消去における簡便的な会計処理
--

(3) 四半期レビューの概要

① 年度監査との比較

	年度の財務諸表監査	四半期レビュー
目的	経営者の作成した財務諸表の適正性に係る意見表明	経営者の作成した四半期財務諸表の適正性に係る結論の表明
無限定の結論	「当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める」	「当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、〇〇株式会社及び連結子会社の平成×年×月×日現在の財政状態、同日をもって終了する第×四半期連結会計期間及び第×四半期連結累計期間の経営成績並びに第×四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった」
主な手続	内部統制の運用評価手続 実査、立会、確認、証憑突合等	質問及び分析的手続等を基本とする。ただし四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績等について重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には関係書類の閲覧等の追加的手続を実施する（注）

(注) 四半期レビューの主な手続の概要は以下のとおり。

質問：

主な質問事項は以下のとおり

- ・ 四半期財務諸表の重要な項目に関して、それらの項目が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して作成されているかどうか
- ・ 会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか
- ・ 会計方針の適用にあたって経営者が設けた仮定の変更
- ・ 偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したかどうか
- ・ 経営者や従業員等による不正や不正の兆候の有無 等

分析的手続：

具体的な手続は以下のとおり

- ・ 四半期財務諸表と過去の年度の財務諸表や四半期財務諸表の比較
- ・ 重要な項目の趨勢分析
- ・ 主要項目間の関連性比較
- ・ 一般統計データとの比較
- ・ 予算と実績との比較
- ・ 非財務データとの関連性分析
- ・ 部門別・製品別の分析
- ・ 同業他社の比率や指数との比較等

これらの分析的手続を、業種の特性等を踏まえて実施する。その結果、財務変動に係る矛盾又は異常な変動がある場合には追加的な質問を実施し、原因を確かめなければならない。

なお継続企業の前提は四半期財務諸表の利用者の判断にも大きな影響を与えることから、会計監査人は、四半期レビューにおいても、経営者等に対する質問等の四半期レビュー手続を通じて、継続企業の前提について検討することが求められている。

また経営者確認書（会計監査人が監査意見を表明するにあたって、経営者から入手する書類）は四半期レビューにおいても年度監査同様必要である。

② 監査計画・報酬への影響

四半期レビューに関連して、監査時間・監査報酬が増加する可能性がある。

2. 経営にもたらす影響

本会計基準の改正が企業経営にもたらす具体的な影響の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① 経営状況をより適時かつ適切に開示できることに伴い、四半期配当の検討が進む可能性がある。
- ② 投資家がより短期売買志向になることが考えられ、中長期的施策とのバランスの取れた経営が必要となる。
- ③ 四半期報告書の提出期限が決算日から45日以内（レビュー等の日程を考えると実質作業時間は30日程度）ということによる決算早期化への対応が必要となる。
- ④ 四半期決算の導入は連結子会社を含め作業量の大幅な増加となるため、決算体制（経理要員、情報収集、経理システム、連結子会社からのデータ取得方法、要領書の作成と展開等）の強化が必要となる。
- ⑤ 棚卸の実施のタイミングや回数等に留意することが必要となる。
- ⑥ 四半期の開示については簡素化されているとはいえ、実務的な負担の大きさは最終段階にならないと判断できない点にも留意することが必要となる。
- ⑦ 四半期レビューの導入に伴い、監査時間・監査報酬が増加する可能性がある。
- ⑧ 四半期特有の会計処理は任意選択であるが、一旦選択した事項の変更は会計方針の変更に該当する点に留意することが必要となる。
- ⑨ 季節変動業種については投資家への情報提供が必要となる。

このほか、45日以内の開示が求められていることに関し、45日の期間には夏季休暇や年末年始も含まれていることによる日程確保が課題となる。また、四半期業績に関する質の高い情報開示により、市場での情報活用が高まることが考えられるが、これに伴い、企業には経営行動の迅速化や変化への迅速な対応をより一層求められることが考えられる。

なお、銀行、保険会社等については、別途定めがある点に留意する必要がある。

3. 監査役監査の着眼点

本会計基準の改正への対応に関する監査役監査の着眼点の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① 子会社を含めた四半期決算体制の整備等、四半期財務諸表が適正に作成されるための内部統制は有効か。
- ② 四半期報告に併せて提出される確認書につき、提出に至る社内プロセスは適切か。
- ③ 四半期レビュー（四半期レビュー計画、質問・分析的手続、追加的な手続、審査、四半期レビュー報告書）の内容を会計監査人に確認したか。
- ④ 四半期レビュー導入に伴う会計監査人の監査時間の増加と報酬との合理性を確認したか。
- ⑤ 新基準に関する経営者と会計監査人との打合せ状況を確認したか。
- ⑥ 特に連結方針の重要な変更、重要な会計処理原則及び手続の変更等、注記内容に留意して四半期財務諸表をチェックしたか。
- ⑦ 証券取引所への開示の適正性とその内容を確認したか。
- ⑧ 特に今期見込み業績の相当性に留意すべきである。
- ⑨ 四半期業績における季節要因への経営者の対応を確認したか。

なお、四半期ごとの重要施策の把握や四半期レビューへの対応等、監査役の監査計画についても、四半期の経営サイクルに対応したものとする必要がある。

4. 企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」の適用時期

H20/3 期末	H20/6,9,12 四半期	H21/3 期末	H21/6,9,12 四半期	H22/3 期末	H22/6,9,12 四半期	H23/3 期末
	適用		→		→	

5. 参考資料

- ・ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ・ 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- ・ 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
- ・ 企業会計基準委員会、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」
平成19年3月14日
- ・ 企業会計基準委員会、企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準
の適用指針」平成19年3月14日
- ・ 企業会計審議会「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」平成19年3月27日
- ・ 季刊会計基準「特集1 四半期報告制度」2007年12月、第19号

IV リース取引

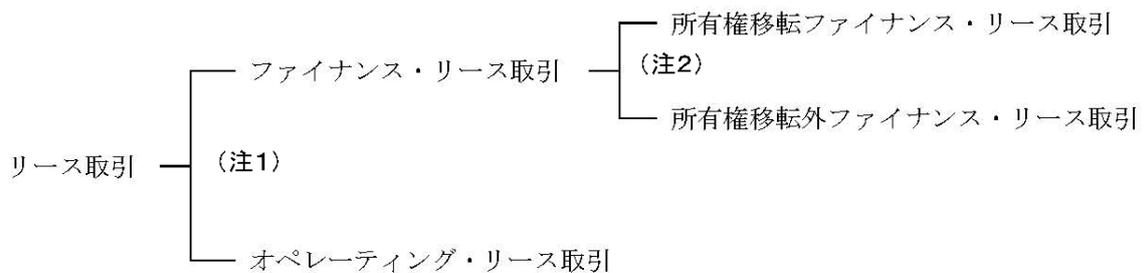
平成19年3月30日企業会計基準委員会より企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が公表され、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が廃止された。

1. 改正の概要

(1) 「リース取引に関する会計基準」の概要

① リース取引の分類

改正前の会計基準から実質的な変更はない。



(注1) 次の2つの条件を満たす場合ファイナンス・リース取引に該当する

- ・ 現在価値基準

解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、当該リース物件の借手の見積現金購入価額のおおむね90%以上であること

- ・ 経済的耐用年数基準

解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数のおおむね75%以上であること

(注2) 次のいずれかに該当する場合は所有権移転ファイナンス・リース取引となる

- ・ 所有権移転条項付リース
- ・ 割安購入選択権付リース
- ・ 特別仕様のリース

② 従来 of 取扱いからの主な変更点 (借手側)

	従来 of 取扱い	本会計基準等
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る通常の賃貸借処理 of 廃止	所有権移転外ファイナンス・リース取引は、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、一定 of 注記を条件に、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる	左記 of 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理は、廃止する
利息相当額 of 各期への配分	ファイナンス・リース取引に関して、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合、利息相当額は、原則として利息法により各期に配分する	<p>原則は、従来 of 取扱いと同じである。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引 of リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合には、次のいずれか of 方法を適用することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料総額から利息相当額 of 合理的な見積額を控除しない方法 <p>この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息相当額 of 総額を定額でリース期間にわたり配分する方法
通常 of 保守等 of 役務提供相当額 of 処理	—	維持管理費用相当額 of 処理に準じて、原則として、リース料総額から区分する

<p>不動産に係るリース取引の取扱い</p>	<p>—</p>	<p>土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定する</p>
<p>ファイナンス・リース取引の貸借対照表の表示</p>	<p>リース資産は、有形固定資産に属する各科目に含めて表示する</p>	<p>リース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできる</p>
<p>ファイナンス・リース取引の注記</p>	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用した場合、一定の注記を要する</p>	<p>リース資産について、重要性が乏しい場合を除き、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する</p>

(2) 会社法計算規則の開示

① 個別注記表において「リースにより使用する固定資産に関する注記」が求められているが、これは賃貸借処理の場合の開示である。

「リース取引に関する会計基準」の適用により、所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が廃止されたが、会社法計算規則の開示に変更はない。

なお特に以下の会計基準の取扱いに留意すべきである。

- ・ 改正後においてもリース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引など少額のリース資産や、リース期間が 1 年以内のリース取引については、簡便的に、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。
- ・ リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについては、例外的に一定の注記を条件に引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用することができる。

② 固定資産の減価償却の方法にリース資産が追加される。

(3) 「リース取引に関する会計基準」に伴う会社法計算規則の改正

会社法計算規則 2 条 3 項 73 号～76 号、106 条、107 条及び 139 条において貸借対照表に関する規定の見直しが行われている。

(4) 税法上の取扱い

平成 19 年度税制改正において所有権移転外ファイナンス・リース取引について、次の措置が講じられている。

- ① 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、売買取引とみなす。
- ② 借入人のリース資産の償却方法はリース期間定額法（リース期間を償却期間とする定額法）とする。なお賃借料として経理した場合においても償却費として取り扱われる。
- ③ 貸入人の収益計上はリース料総額から原価を控除した金額（リース利益額）のうち、受取利息相当部分（リース利益額の 20%相当額とする特例あり）を利息法により収益計上、それ以外の部分をリース期間にわたって均等額により収益計上する。

なお①から③の改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結するファイナンス・リース契約について適用される。

- ④ 平成 20 年 3 月 31 日以前に契約した所有権移転外ファイナンス・リース取引の貸入資産については、同年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から旧リース期間定額法によって償却できる。
- ⑤ ①に伴い、リース税額控除制度の廃止（取得に係る税額控除が適用）、特別償却・圧縮記帳の不適用等の所要の整備がされた。

2. 経営にもたらす影響

本会計基準の改正が企業経営にもたらす具体的な影響の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① リース資産・リース負債の計上により総資産額が増加し総資産利益率（ROA）の悪化を招くため、より一層のバランスシートの効率性向上が求められる。
- ② リース契約の利用度が高い借手企業においては、決算処理に間に合うタイミングでオンバランスに必要なデータを整えることが必要となる。
- ③ 売買取引とすべきリース取引の判定、割引率や見積現金購入価額の情報入手、利息相当額の算定、消費税処理等の実務処理基準の策定が必要となる。
- ④ 仮払消費税計上等、税務上の処理への対応が異なることに伴う負担が増加する可能性がある。
- ⑤ 子会社を含めた全面对応のシステム構築が必要となる。
- ⑥ 国際会計基準との整合性が取れ、在外子会社と同一基準で資産管理が可能となる。

なお、旧会計基準においては、多くの企業が、長年の所有権移転外リース活用で設備資金の調達に悩むことなく情報化等の装備を充実させ、償却の早期化や管理工数の削減等の副次的恩恵も享受してきたと考えられる。本会計基準の改正は、改めて投資意思決定時における物件ごとのリース活用の得失を見直す機会でもあることに留意する必要がある。

3. 監査役監査の着眼点

本会計基準の改正への対応に関する監査役監査の着眼点の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① リース取引の判定基準等のプロセスを担当部署から聴取し、適切であることを確認したか。
- ② 子会社における適用は適切か。
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引、所有権移転外ファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引の区分は適切か。
- ④ 売買処理に際して、例外処理を適用する場合、リース資産総額の重要性の判断基準（10%基準）に則していることを確認したか。
- ⑤ 会計基準の変更に伴い本来オンバランス処理すべきものが適正に会計処理されていることを確認したか。
- ⑥ オンバランスに伴う各勘定科目・損益への影響の合理性について検討したか。
- ⑦ 従来同様、リース資産台帳と会計帳簿の突合により整合性を確認したか。
- ⑧ 以下の注記内容は適切か。
 - ・ 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ・ 重要なリース取引の処理方法
 - ・ 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更
 - ・ リース資産の内容
- ⑨ 連結会社間でリース契約を行っている場合、各々の会計処理は整合性が取れているか。

4. 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用時期

H20/3 期末	H20/6,9,12 四半期	H21/3 期末	H21/6,9,12 四半期	H22/3 期末	H22/6,9,12 四半期	H23/3 期末
早期適用	早期適用 (注)	適用	→	→	→	→

(注) 早期適用を行わない場合、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る残高が前年度末と比較して著しく変動しているときは、改正前会計基準で必要とされていた注記を要する。

5. 参考資料

- ・ 企業会計基準委員会、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」
平成19年3月30日改正
- ・ 企業会計基準委員会、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」改正平成19年3月30日
- ・ 財務省「平成19年度税制改正の解説」
- ・ 太田達也「平成20年4月からの実務家のためのリース取引に係る会計と税務のすべて」
税務通信(税務研究会)、2008.02.25, No3006、2008.02.18, No3005、2008.02.11, No3004
2008.01.28, No3002、2008.01.21, No3001
- ・ 井上雅彦解説「新リース会計基準の適用に対応した税務上の取扱いについて」
会計・監査ジャーナル(日本公認会計士協会) 2007.12.01

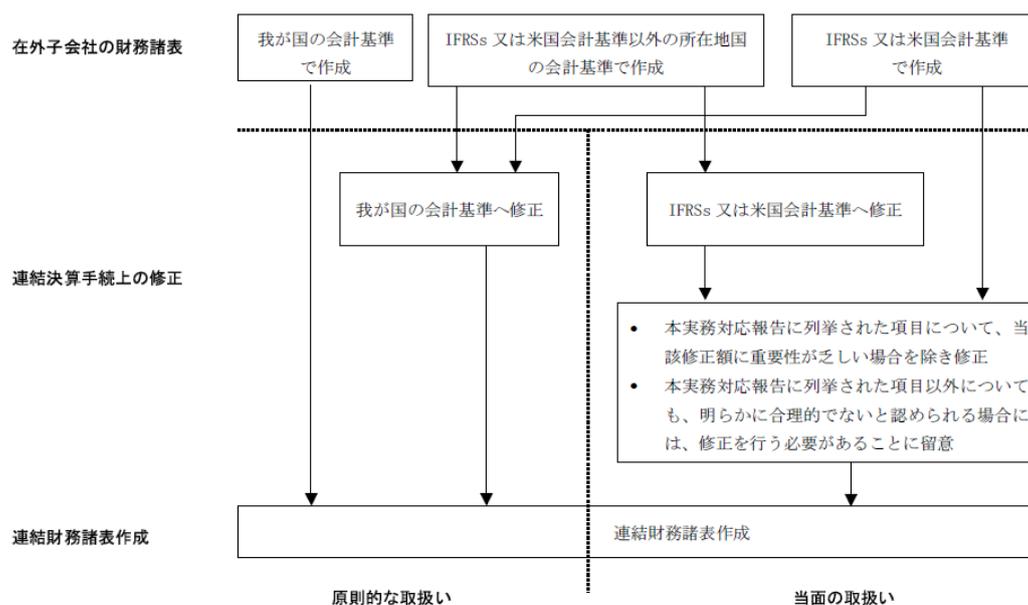
V 在外子会社の会計処理

平成 18 年 5 月 17 日企業会計基準委員会より実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」が公表され、在外子会社の会計処理は親会社と統一すべきであるが、当面の取扱いとして在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができることとされた。

1. 改正の概要

(1) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の概要

① 本報告に基づく連結決算手続



なお実務上は

- ・ 在外子会社の財務諸表を在外子会社において我が国の会計基準に修正する。
- ・ 在外子会社においては IFRS 又は米国会計基準で財務諸表を作成し、必須修正 6 項目については親会社の連結決算手続において修正する。
- ・ 在外子会社の財務諸表は現地基準で作成し、親会社の連結決算手続において我が国の会計基準に修正する。等の対応のアプローチが考えられる。

このため現地会計監査人との緊密な関係が極めて重要である。

② 必須修正 6 項目

以下の 6 項目については修正額に重要性が乏しい場合を除き、我が国の会計基準への調整が必要である。

- のれんの償却

在外子会社におけるのれんは、連結決算手続上、その計上後 20 年以内の効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却し、当該金額を当期の費用とするよう修正する。

- 退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理

在外子会社において、退職給付会計における数理計算上の差異を純資産の部に直接計上している場合には、連結決算手続上、当該金額を平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に処理すること（発生した期に全額を処理する方法を継続して採用することも含む。）により、当期の損益とするよう修正する。

- 研究開発費の支出時費用処理

在外子会社において、「研究開発費等に係る会計基準」の対象となる研究開発費に該当する支出を資産に計上している場合には、連結決算手続上、当該金額を支出時の費用とするよう修正する。

- 投資不動産の時価評価及び固定資産の再評価

在外子会社において、投資不動産を時価評価している場合又は固定資産を再評価している場合には、連結決算手続上、取得原価を基礎として、正規の減価償却によって算定された減価償却費（減損処理を行う必要がある場合には、当該減損損失を含む。）を計上するよう修正する。

- 会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及修正

在外子会社において、会計方針の変更に伴い、財務諸表の遡及修正を行った場合には、連結決算手続上、当該遡及修正額を当期の損益とするよう修正する。

- 少数株主損益の会計処理

在外子会社における当期純利益に少数株主損益が含まれている場合には、連結決算手続上、当該少数株主損益を加減し、当期純利益が親会社持分相当額となるよう修正する。

③ 適用初年度の期首の取扱い

適用初年度の期首における在外子会社の貸借対照表上の資産又は負債の残高のうち、本実務対応報告の適用の結果、過年度の当期純利益として会計処理しなければならない額が生じた場合、その純額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するものとする。

同様に、過年度の評価・換算差額等として会計処理しなければならない額は、その純額を、当該評価・換算差額等の該当する科目に加減する。なお、少数株主が存在する場合には、親会社に帰属しない部分は少数株主持分に加減することとなる。

(2) 今後の動向

① 在外関連会社については、平成 20 年 3 月 10 日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」において、当面の間、実務対応報告第 18 号に準じて行うことができるものとされている。

在外関連会社の財務諸表には、所在地国で法的に求められるものや外部に公表されるものに限らず、持分法の適用上利用するために内部的に作成されたものが含まれ、この場合においても、当該財務諸表を国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠するための修正を行うにあたり、重要性が乏しい項目については修正を行わないことができる。

② 修正 6 項目のうち、のれんの償却、研究開発費の支出時費用処理、投資不動産の時価評価、財務諸表の遡及修正については、企業会計基準委員会の会計基準の国際的なコンバージェンスに係るプロジェクト計画に取り上げられており今後の動向に留意する必要がある。

2. 経営にもたらす影響

本会計基準の改正が企業経営にもたらす具体的な影響の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① 統一する基準の選択は重要な経営判断であり、現地会計監査人との関係の下での適切な準備を進めるなどの対応が必要となる。
- ② 連結経営のための管理体制を強化することが必要となる。
- ③ 統一された会計基準による、より適切な連結財務諸表を作成・開示することができる。
- ④ 在外子会社が適用する会計基準の内容調査や、我が国の基準との差異を把握することが必要となる。
- ⑤ 在日・欧・米以外の子会社の会計処理基準の変更や監査手続が新たに発生する可能性がある。
- ⑥ 現地基準から I F R S 等への変更、在外子会社ののれん償却等による損益への影響等に留意することが必要となる。
- ⑦ 我が国の会計基準への修正をどの段階で実施するか等に関連し、コンサルタントの利用等を含めた連結財務諸表作成のための体制強化が必要となる。
- ⑧ 決算日程遵守に向けた、連結子会社の再編成や会計監査人の統一化などが必要となる。
- ⑨ 関連会社の会計処理統一への対応を検討することが必要となる。
- ⑩ 現地国基準との二重監査となる場合には、監査報酬が増加する可能性がある。

このほか、グループ統一会計基準を作成し在外子会社に遵守を求める際、売上計上基準や固定資産に係る会計処理等において大きく相違するものがあり、在外子会社の経営層と在外子会社を監査する会計監査人に十分な説明をし、理解を得ておくことが必要である。

3. 監査役監査の着眼点

本会計基準の改正への対応に関する監査役監査の着眼点の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① 連結決算の会計処理方針の決定プロセスや連結修正に係る内部統制の整備状況は有効か。
- ② IFRS や米国会計基準に通じたスタッフの整備と将来の変化に対するモニタリング体制は適切か（なお IFRS の改正をめぐる動向に留意する必要がある）。
- ③ 存外子会社の採用している会計基準の確認と差異の調整の内容につき、担当部署から聴取し、適切であることを確認したか。
- ④ グループ統一会計基準と在外子会社の属する国の基準との差異を把握し、連結方針書等による文書化を行うとともに、同方針書が毎年更新されていることを確認したか。
- ⑤ 我が国の会計基準の強制適用となる 6 項目の修正内容の適正性を確認したか。
- ⑥ 我が国の会計基準への修正をどの段階で実施するか確認したか。
- ⑦ 適用初年度期首残高について十分検証したか（同残高は第 1 四半期の期首残高であるとともに、平成 20 年度決算の期首残高でもあり重要性が高い）。
- ⑧ 修正の要否の把握、修正に必要な基礎データを在外子会社で作成するシステムが整備されていることを確認したか。
- ⑨ 経営管理の IT システムが共通化されているか否か、共通化されていない場合にグループ統一会計基準との調整をどのように行うのか、担当部署から聴取したか。
- ⑩ 会計監査人との関係により、連結財務諸表を適正に作成するためのポイント（連結修正の範囲、明らかに合理的でない会計処理の修正、適用初年度の在外子会社の期首の利益剰余金の修正等）について確認したか。
- ⑪ 会計監査人が発出する海外監査人への「監査指示書」の内容を確認したか。
- ⑫ 新基準に関する執行部と会計監査人との打合せ状況を確認したか。

4. 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用時期

H20/3 期末	H20/6,9,12 四半期	H21/3 期末	H21/6,9,12 四半期	H22/3 期末	H22/6,9,12 四半期	H23/3 期末
早期適用	適用	→	→	→	→	→

5. 参考資料

- ・企業会計基準委員会、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」平成 18 年 5 月 17 日
- ・企業会計基準委員会、実務対応報告公開草案第 27 号「持分法を適用する関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」平成 19 年 11 月 14 日
- ・和田勇人「特集－『平成 20 年問題』直前対策 第 3 弾－『在外子会社の連結』はこうする」『経理情報』（中央経済社）2007.12.20,No1169
- ・古内和明「『連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い』－適用にあたっての 8 つのチェックポイント（前編）」『経営財務』（税務研究会）2007.09.24,No2837
- ・古内和明「『連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い』－適用にあたっての 8 つのチェックポイント（後編）」『経営財務』（税務研究会）2007.10.01,No2838

VI 引当金

1. 改正の概要

引当金とは、将来の資産の減少に備えてその合理的見積額のうち、当期の負担に属する金額を費用または損失（または収益控除）として計上するために設定される貸方項目をいう。（企業会計原則注解 18）

引当金の設定要件は次の 3 つである。

- ・将来の特定の費用又は損失であって、
- ・その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、
- ・かつ、その金額を合理的に見積ることができこと

引当金については平成 19 年 4 月 13 日、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会報告第 42 号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」昭和 57 年 9 月 21 日が改正されている。

また新たな会計事実の発生によりポイント引当金等の計上が実務慣行として定着し、平成 19 年 12 月 27 日に企業会計基準委員会より公表された企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」においては工事損失引当金の会計処理が規定されている。

- (1) 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」の概要

① 役員退職慰労引当金の計上

次の事項を満たす場合には、各事業年度の負担相当額を役員退職慰労引当金に繰り入れなければならない。

- (ア) 役員退職慰労金の支給に関する内規に基づき（在任期間・担当職務等を勘案して）支給見込額が合理的に算出されること
- (イ) 当該内規に基づく支給実績があり、このような状況が将来にわたって存続すること

② 役員退職慰労金制度廃止の場合の会計処理

- (ア) 制度の廃止に伴い、株主総会において承認決議を行う場合は、(長期)未払金として表示
- (イ) 廃止時点においては株主総会での承認決議を行わず、当該役員の退任時に承認決議を行う場合は、役員退職慰労引当金として表示

③ 執行役員に対する退職慰労引当金

制度設計	引当金
従業員としての地位を失っておらず、通常の従業員の退職給付金制度に含めて取り扱われる場合	従業員に対する退職給付引当金として会計処理される
従業員に対するものとは別の内規を定めて運用している場合	退職給付引当金若しくは役員退職慰労引当金に含めて開示する方法、又は、執行役員退職慰労引当金として区分表示する方法が考えられる。他の科目に含めて開示した場合で金額に重要性がある場合は、執行役員に対するものを含めている旨注記することが望ましい

(2) ポイント引当金

近年ポイント引当金を計上する企業が増加している。

開示例

重要な引当金の計上基準
 ポイント引当金
 インターネット通販事業及び直営事業等において、販売促進を目的として通販会員及び店舗会員へ付与したポイントの将来の使用に備えるため、発生見積額を計上しております。

2. 経営にもたらす影響

本会計基準の改正が企業経営にもたらす具体的な影響の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① 引当金の見積りについての監査が厳格化する可能性がある。
- ② 租税特別措置法上の準備金や役員退職慰労金、利息返還損失引当金につき、引当金計上の要否を検討することや算定基準等を策定することが必要となる。
- ③ ポイント引当金の計上の要否を検討することや算定基準等を策定することが必要となる。

なお、本改正については、企業経営では多様なリスクが存在するが、一定の要件を満たすものについては経営判断として引当金計上の検討が必要であることを示唆するものであると考えられる。また、企業経営にあたり、企業会計原則（注解を含む）が、経営に係る事象を捉え判断する際の指標となることにも改めて留意する必要がある。

3. 監査役監査の着眼点

本会計基準の改正への対応に関する監査役監査の着眼点の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① 準備金・引当金計上の算定基準等を担当部署から聴取し、適切であることを確認したか。
- ② 会社に内在するリスクに関し、識別・分類された要因ごとに、発生の有無、将来業績への影響の大きさ等を判別し、財務会計への影響を検討しているかを確認したか。
- ③ 役員に対する退職慰労金については、事業報告の「取締役及び監査役の報酬等の額」において、適正に開示されているか確認したか。
- ④ ポイント引当金等の各種引当金の引当額は適切か。

4. 「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」の適用時期

H20/3 期末	H20/6,9,12 四半期	H21/3 期末	H21/6,9,12 四半期	H22/3 期末	H22/6,9,12 四半期	H23/3 期末
適用	→	→	→	→	→	→

5. 参考文献

- ・日本公認会計士協会、監査・保証実務委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」平成19年4月13日改正
- ・「経財トピックスー19年3月決算会社の11.4%が会計方針を変更ー本誌調査『役員退職慰労引当』新設が104件で最多」経営財務（税務研究会）2007.09.17, No2836
- ・「発行したポイントが将来的に債務となるものは“引当金処理”をー日本インターネットポイント協議会がガイドラインを公表」税務通信（税務研究会）2007.08.06, No2979

Ⅶ 減価償却制度の改正

1. 改正の概要

減価償却とは償却資産の取得原価から見積残存価額を控除した額を、その見積耐用年数の期間にわたって一定の組織的な方法によって原価配分する手続をいい、取得原価、耐用年数及び残存価額の決定は、減価償却にとって重要な意味を有する。

このうち耐用年数及び残存価額は本来であれば各企業が独自の状況を考慮して自主的に決定すべきものであるが、多くの企業が法人税法の規定に従っているのが現状である。

平成 19 年度税制改正により減価償却制度の見直しが行われたことから、日本公認会計士協会は平成 19 年 4 月 25 日監査・保証実務委員会報告第 81 号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」を公表した。

(1) 平成 19 年度税制改正の概要

- ① 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する資産について償却可能限度額（95%）及び残存価額を廃止し、1 円（備忘価額）まで償却できるようカーブを見直す（250%定率法の導入）
- ② 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産については、償却可能限度額に到達後 5 年間で 1 円まで均等償却できることとする
- ③ 以下の設備について法定耐用年数を短縮する
 - ・フラットパネルディスプレイ製造設備（10 年⇒5 年）
 - ・フラットパネル用フィルム材料製造設備（10 年⇒5 年）
 - ・半導体用フォトレジスト製造設備（8 年⇒5 年）

(2) 「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」の概要

① 平成 19 年度税制改正後に選択しうる減価償却方法は下記のとおり。

表

区分	従来の方法	今後採用する方法			
		定率法 (250%定率法)	旧定率法 (残価 10%)	定額法	旧定額法 (残価 10%)
新規取得資産	—	(A)	(B)	(C)	(D)
既存資産	(a) 旧定率法 (残価 10%)	(E)	(F) 継続	(G)	(H)
	(b) 旧定額法 (残価 10%)	(I)	(J)	(K)	(L) 継続

(注 1) 用語の定義は以下のとおりである。

- 新規取得資産 : 平成 19 年 4 月 1 日以降取得をする減価償却資産
 既存資産 : 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をした減価償却資産
 定率法 (250%定率法) : 定額法の償却率 (1 / 耐用年数) を 2.5 倍した数とし、特定事業年度以降は残存年数 (耐用年数から経過年数を控除した年数) による均等償却に切り換えて備忘価額 1 円まで償却する方法
 旧定率法 : 税制改正前の残存価額を取得価額の 10%とした定率法
 定額法 : 法定耐用年数経過時点における残存価額がゼロとなる償却率により、法定耐用年数にわたって均等に償却する方法
 旧定額法 : 税制改正前の残存価額を取得価額の 10%とした定額法

(注 2) 下線の部分は法人税法で規定する減価償却方法である。

② 既存資産の取扱い

(ア) 減価償却方法について

表のパターンに合わせて、監査上、以下のように取り扱われる。

従来の方法	今後採用する方法	監査上の取扱い
(a)	(E) (G) (H)	減価償却方法の変更であり、会計方針の変更として取り扱うが、変更理由の合理性 (変更の適時性等) に留意が必要である。
(b)	(I) (J) (K)	

(イ) 既存資産の残存簿価について

- ・改正法人税法の規定により、償却が終了した事業年度等の翌事業年度以後5年間で均等償却の場合
→監査上妥当なものとして取り扱われる。
なお、この処理方法を採用した場合は追加情報として開示することに留意。
- ・平成19年度税制改正を機に、本報告適用初年度に残存簿価を一括損失処理する場合
→減損会計基準の適用による減損損失が認められる等、合理的理由がある場合にのみ容認される。

(3) 会社法計算規則の開示

① 会計方針の注記

固定資産の減価償却の方法は会社法計算規則第132条第1項において注記が求められている。

(4) 今後の動向

① 平成20年度税制改正の概要

機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分を整理するとともに、法定耐用年数が見直される見通しである。

この改正は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度について適用することとされている。

② 企業会計基準委員会における審議

固定資産の償却に関連する見積りの変更（耐用年数の変更）の会計処理、および臨時償却の取扱いについて現在検討中である。

2. 経営にもたらす影響

本会計基準の改正が企業経営にもたらす具体的な影響の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① 耐用年数見直しの税制改正等を視野に入れた、設備全般の管理の在り方を再検討すべきである。
- ② 減価償却が早まることにより、損益やキャッシュフローに影響が出る可能性がある。
- ③ 償却方法を変更した場合には、合理性の検討や損益計算書への影響を把握することが必要となる。
- ④ 減価償却方法変更に伴い、新たなシステム開発が必要となる可能性がある。
- ⑤ 新規取得資産の償却額の増加に伴い、損益が悪化する可能性がある。

3. 監査役監査の着眼点

本会計基準の改正への対応に関する監査役監査の着眼点の例として、以下に掲げる事項が考えられる。

- ① 償却方法の変更の有無、内容、理由につき、担当部署から聴取し、適切であることを確認したか。
- ② 減価償却システムに関するIT内部統制は有効か。
- ③ 新しい減価償却制度を採用する場合は、正当な理由による会計方針の変更として注記されるが、従来の償却方法を継続する場合も、理由の合理性を確認したか。
- ④ 新基準による影響額を確認したか。
- ⑤ 新規取得資産に係る減価償却方法が会社の実態に照らし、適切か。
- ⑥ 償却可能限度額まで償却が進んだ既存資産の処理方針を確認したか。

なお、リース資産の取扱い変更や耐用年数改定の動き、在外子会社への親会社会計基準の適用等に於ける固定資産を巡る取扱いの改定の動向把握や、実際の設備の利用状況や今後の設備投資動向等の把握など、幅広い監査の視点が求められる点に留意する必要がある。

4. 「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」の適用時期

H20/3 期末	H20/6,9,12 四半期	H21/3 期末	H21/6,9,12 四半期	H22/3 期末	H22/6,9,12 四半期	H23/3 期末
適用	→	→	→	→	→	→

5. 参考資料

- ・日本公認会計士協会、監査・保証実務委員会報告第 81 号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」平成 19 年 4 月 25 日
- ・日本公認会計士協会、監査第一委員会報告第 32 号「耐用年数の適用、変更及び表示と監査上の取扱い」昭和 54 年 4 月 10 日
- ・財務省「平成 20 年度税制改正の大綱」19. 12. 19
- ・財務省「平成 19 年度税制改正の解説」
- ・藤本さおり「減価償却」会計・監査ジャーナル、2008.03.01

資料編

資料編では近年制定もしくは改正された法令、会計基準、監査基準等を一覧表とした。今回の実務対応で取り上げた項目については右端の欄に項目名を記載し、その他の項目については主な内容を要約している。また適用時期については3月期決算会社を想定して記載してある。

資料は平成20年3月22日時点で公表されている会計基準等の中から重要性を勘案して抽出したものであり、すべてを網羅するものではない。同日以降の会計基準等については以下のインターネットサイト等でフォローいただければ幸いである。

法令データ提供システム <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

企業会計基準委員会/社団法人財務会計基準機構 <http://www.asb.or.jp/>

日本公認会計士協会 <http://www.hp.jicpa.or.jp/>

1. 法令等

法令等	主な内容	公表日等	適用時期	実務対応	
				項目	報告日
会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令	会社役員の報酬等の範囲等の規律の明確化、リース取引の開示、関連当事者との取引に関する注記に係る規律等の改正	平成20年3月19日公布	平成20年4月1日施行。但し施行日前に末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る事業報告、施行日前に開始した事業年度に係る計算書類及び事業報告の附属明細書については、なお従前の例による。このほか組織変更計画などについて経過措置が設けられている。		
金融商品取引法第24条の4の7	四半期報告制度		平成20年4月1日以降開始事業年度	四半期報告制度	H20.4.3
金融商品取引法第24条の4の4、第193条の2第2項	内部統制報告制度		同上		
金融商品取引法第24条の4の2	確認書制度		同上		
企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を改正する内閣府令(案)	監査報酬の開示・監査人交代時の開示に係る部分の改正	平成19年12月26日金融庁より公布			
四半期決算短信の様式・作成要領	四半期末後30日以内の開示を目安とした	平成20年3月19日、東京証券取引所より公表	平成20年4月1日以降開始事業年度		

2. 企業会計基準委員会による企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告

基準等	主な内容	公表日等	適用時期(以降開始事業年度)				実務対応	
			平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日	項目	報告日
・企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」・企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」	セグメント情報開示にマネジメント・アプローチを導入。	改正平成20年3月21日				適用		
・企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」・実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」	持分法適用会社の会計処理の原則及び手続の統一を原則親会社と統一。	平成20年3月10日		早期適用		適用		
・企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」・企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」	平成20年改正会計基準は、すべての金融商品についてその状況やその時価等に関する事項の開示を充実。	最終改正平成20年3月10日	平成20年改正会計基準は、平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用。ただし、当該事業年度以前の事業年度の期首から適用することを妨げない。また、金融商品に係るリスク管理体制のうち、企業会計基準適用指針第19号において特に定める事項については、平成23年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができる。					
・企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」・企業会計基準適用指針第18号「工事契約に関する会計基準の適用指針」	工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用する。	平成19年12月27日	-	早期適用	適用	適用		
企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」	子会社が親会社の株式を対価として他の企業と企業結合する場合(いわゆる三角合併などの場合)の会計処理。	最終改正平成19年11月15日	平成20年4月1日以後の組織再編について適用する。ただし、改正日以後終了する事業年度における平成20年3月31日以前の組織再編についても適用することができる。					
実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」	平成18年12月15日に公布された新信託法による新たな類型の信託等についての会計処理。	平成19年8月2日	新信託法の施行日(平成19年9月30日)以後にその効力が生じた信託及びそれより前に効力が生じた信託であって信託の変更により新信託法の規定の適用を受ける信託について適用。					
企業会計基準第14号「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その2)」	複数の事業主により設立された企業年金制度を採用している場合の開示の拡充。	平成19年5月15日	適用	適用	適用	適用		
企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」	会社法のもとで発行された新株予約権、自己新株予約権、新株予約権付社債等の会計処理を規定。	平成19年4月25日	適用	適用	適用	適用		
・企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」・企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」		平成19年3月30日	早期適用	適用	適用	適用	リース取引	H20.4.3

基準等	主な内容	公表日等	適用時期(以降開始事業年度)				実務対応	
			平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日	項目	報告日
企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」	出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社(開示対象特別目的会社)についての、概要や取引金額等の開示について規定。	平成19年3月29日	適用	適用	適用	適用		
実務対応報告第2号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」	複数事業主制度から他の確定給付型の退職給付制度への移行の場合の会計処理。	改正平成19年2月7日	適用	適用	適用	適用		
実務対応報告第22号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」	一定の場合に政府が厚生年金基金に対して支払う交付金の会計処理。	平成18年10月27日	適用	適用	適用	適用		
・企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」 ・企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」		平成18年10月17日	早期適用	適用	適用	適用	関連当事者との取引に関する注記	H20.4.3
企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」	自己株式、資本金及び準備金の額の減少の会計処理。	最終改正平成18年8月11日	会計基準公表日以後、会社法の定めが適用される処理に関して適用。ただし、公表日前において、会社法の定めが適用される処理に関して適用することができる。					
企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」		平成18年7月5日	早期適用	適用	適用	適用	棚卸資産の評価	H20.4.3
実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」	排出クレジット取引に係る会計処理。	改正平成18年7月14日	一部を除き公表日以後適用					
実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」		平成18年5月17日	早期適用	適用	適用	適用	在外子会社の会計処理	H20.4.3
実務対応報告第17号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」	ソフトウェア取引における収益認識の考え方を規定。	平成18年3月30日	適用	適用	適用	適用		

3. 企業会計基準委員会による公開草案、論点整理

基準案等	主な内容	コメント募集	適用時期	実務対応
企業会計基準公開草案第24号「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(案)	従来の退職給付会計基準注解(注6)、「なお、割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。」の記述を削除。	平成20年5月16日までコメント募集	平成21年4月1日以後開始する事業年度の年度末から適用。ただし、平成21年3月31日以前に開始する事業年度の年度末から適用することができる。	
企業会計基準適用指針公開草案第28号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(案)」	いわゆるベンチャーキャピタル条項の見直し。	平成20年2月25日までコメント募集	平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用。ただし、平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用することができる。	
企業会計基準公開草案第23号「資産除去債務に関する会計基準(案)」	資産除去債務を、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。	平成20年2月4日までコメント募集	平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用。ただし、平成22年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる。	
企業結合会計の見直しに関する論点の整理	持分プーリング法の取扱い等の論点整理。	平成20年2月4日までコメント募集		
研究開発費に関する論点の整理	社内開発費の会計処理等の論点整理。	平成20年2月4日までコメント募集		
過年度遡及修正に関する論点の整理	会計方針の変更に係る過年度遡及修正、固定資産の減価償却方法の変更及び耐用年数の変更に関する取扱いについての個別論点等の論点整理。	平成19年9月26日までコメント募集		

4. 日本公認会計士協会による報告

基準等	主な内容	公表日等	適用時期(以降開始事業年度)				実務対応	
			平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日	項目	報告日
「監査・保証実務委員会研究報告第18号「監査時間の見積りに関する研究報告(中間報告)」の改正について」(公開草案)	平成20年4月1日以後開始する事業年度から導入される内部統制監査及び四半期レビューを踏まえた研究報告の見直し。	平成20年4月9日まで意見募集						
監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」		平成19年10月30日	-	適用	適用	適用	四半期報告制度	H20.4.3
監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」	金融商品取引法をはじめとする財務報告に係る内部統制の関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(平成19年2月15日 企業会計審議会)を踏まえ、監査人が実施する財務報告に係る内部統制の監査における実務上の取扱いとして、具体的な監査手続、留意すべき事項、監査報告書の文例等を取りまとめたもの。	平成19年10月24日	-	適用	適用	適用		
監査・保証実務委員会報告第81号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」		平成19年4月25日	適用	適用	適用	適用	減価償却制度の改正	H20.4.3
監査・保証実務委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」		改正 平成19年4月13日	適用	適用	適用	適用	引当金	H20.4.3
監査委員会報告第63号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」の改正について」	移転価格税制をはじめとした多額の更正処分が散見される等、昨今の諸税金に係る現状及び実務動向等を勘案した一部修正。	最終改正平成19年3月8日	適用	適用	適用	適用		

会計委員会名簿

	氏名	役職
委員長	八木 良樹	(株)日立製作所 取締役・監査委員長
専門委員	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
委員	大橋 博行	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株) 常勤監査役
	権田 知弘	シャープ(株) 常勤監査役
	高谷 卓	(株)アドバンテスト 常勤監査役
	麻野 浅一	協立運輸倉庫(株) 監査役
	蛭崎 淳文	(株)島津製作所 常勤監査役
	中津川 昌樹	トヨタ自動車(株) 常勤監査役
	近藤 祐	三井物産(株) 常勤監査役
	伊藤 智文	(社)日本監査役協会 専務理事
事務局	岩崎 淳	公認会計士・税理士・不動産鑑定士
	田辺 悦雄	(社)日本監査役協会 事業部長
	上遠野 恭啓	(社)日本監査役協会 事業部企画課長
	佐藤 秀和	(社)日本監査役協会 事業部企画課

(順不同・敬称略)

社団法人 日本監査役協会
Japan Corporate Auditors Association
<http://www.kansa.or.jp>

本 部	〒100-0005	東京都千代田区丸の内 1-9-1 丸の内中央ビル 13 階 電話 03 (5219) 6100 (代)
関西支部	〒530-0004	大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島西館 15 階 電話 06 (6345) 1631 (代)
中部支部	〒460-0008	名古屋市中区榮 2-1-1 日土地名古屋ビル 9 階 電話 052 (204) 2131 (代)